

第 1 章 定数・任用

つがる西北五広域連合職員定数条例

	平成 11 年 4 月 1 日
	条 例 第 4 号
改正	平成 15 年 3 月 27 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 18 年 3 月 24 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 22 年 3 月 29 日
	条 例 第 1 号
改正	平成 24 年 3 月 27 日
	条 例 第 2 号
改正	平成 27 年 3 月 30 日
	条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 172 条第 3 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 この条例において「職員」とは、広域連合長、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）、議会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局に勤務する職員で、常時勤務する一般職の地方公務員（臨時職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。

(平成 24 年条例 2・一部改正)

第 3 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

区 分	定 数
広域連合長、議会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局の職員	10 人
病院事業管理者の事務部局の職員	720 人
合 計	730 人

(平成 15 年条例 1・平成 18 年条例 1・平成 22 年条例 1・平成 24 年条例 2・平成 27 年条例 3・一部改正)

(職員の定数の配分)

第 4 条 前条に掲げる職員の定数の広域連合長、議会、監査委員及び選挙管理委員会の各事務部局への配分は、広域連合長が定める。

(平成 24 年条例 2・一部改正)

(兼任)

第 5 条 第 3 条の職員は、各任命権者の協議により兼任させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 1 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 1 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。